

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県条例第45号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務) 第47条 略</p> <p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等) 第52条の19 略</p>	<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務) 第47条 略</p> <p>2 法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定に該当する者は、前項の規定によって提出すべき申告書にその不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等) 第52条の19 略</p> <p><u>(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)</u> <u>第52条の20 法附則第11条の4第3項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条から第52条の22までにおいて「認定計画」という。）に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税者の住所及び氏名又は名称</u> (2) <u>土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積</u> (3) <u>家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (4) <u>認定計画の認定年月日</u></p>

(5) 不動産の取得年月日

(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の21 法附則第11条の4第4項に規定する同条第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定計画に係る事業の用に供することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1) 納税者の住所及び氏名又は名称

(2) 土地にあつては、その所在、地番、地目及び地積

(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 認定計画の認定年月日

(5) 不動産の取得年月日

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の22 法附則第11条の4第4項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定計画に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 土地にあつては、その所在、地番、地目及び地積

(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 認定計画の認定年月日

(5) 不動産の取得年月日

(6) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による還付をする場合について準用する。

(不動産取得税の減免)

(不動産取得税の減免)

第53条 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

29 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

30 法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第10項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

31 法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第14項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告等の手続)

32 法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の2第2項、第50条又は第52条第1項の規定の適用については、これらの規定中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

第53条 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

29 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

30 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第12項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

31 法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第16項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告等の手続)

32 法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の2第2項、第50条又は第52条第1項の規定の適用については、これらの規定中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

- 33 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年）」とする。

(自動車税の税率の特例)

- 37 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車（以下「電気自動車」という。））、同項に規定する天然ガス自動車（以下「天然ガス自動車」という。））、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第5条第2項に定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

略

38 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

- 33 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年）」とする。

(自動車税の税率の特例)

- 37 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車（以下「電気自動車」という。））、同項に規定する天然ガス自動車（以下「天然ガス自動車」という。））、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第5条第3項に定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第4項に定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に定めるもの並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成11年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

略

- 38 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあ

(1)～(3) 略

(4) 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第8項に定めるもの

略

39 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第4項第2号に規定する平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの

(3) 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が法附則第12条の3第4項第4号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの

つては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの

略

39 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第12項に定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素

費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの

- 40 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第12項に定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては、平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

- 41 第39項(第4号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第39項第4号中「法附則第12条の3第4項第4号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「地方税法施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの」とあるのは「地方税法施行規則附則第5条の2第11項第2号及び同条第15項の規定により読み替えて適用する同条第11項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「地方税法施行規則附則第5条の2第12項に定めるもの」とあるのは「地方税法施行規則附則第5条の2第12項第2号及び同条第15項の規定により読み替えて適用する同条第12項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第13項に定めるもの

- 40 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第14項に定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては、平成22年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

42～45 略

46 法附則第41条第13項及び第14項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条並びに第41条第13項及び第14項の規定」とする。

47～49 略

41～44 略

45 法附則第41条第13項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条及び第41条第13項の規定」とする。

46～48 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 次項に定めるものを除き、改正後の香川県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の4第3項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を同日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 4 改正後の香川県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。